

# 平成14年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
12月19日(木)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件(議案第12号)	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第13号)	8
○日程第6、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件(議案第14号)	9
○日程第7、委託協定の締結について(議案第15号)	13
○日程第8、一般質問	18
○議長のあいさつ	31
○管理者のあいさつ	31
○閉会の宣告	32

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第25号

平成14年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成14年11月21日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成14年12月19日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

---

○会 期

平成14年12月19日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	田	原	教	善	君	4 番	高	沢	良	夫	君	
5 番	吉	岡	修	二	君	6 番	大	曾	根	英	明	君
7 番	塘	永	真	理	人	君	8 番	松	村	和	子	君
9 番	井	上	勝	司	君	10 番	西	村	武	次	君	
11 番	中	島	常	吉	君	12 番	榊	原	京	子	君	
13 番	高	橋	信	次	君	14 番	藤	原	建	志	君	

不応招議員 (なし)

## 平成14年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成14年12月19日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第4号）

(2)平成14年度定期監査の結果について（監査報告第5号）

(3)議事説明者について

日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第12号）

日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第13号）

日程第6、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第14号）

日程第7、委託協定の締結について（議案第15号）

日程第8、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	田	原	教	善	君	4番	高	沢	良	夫	君	
5番	吉	岡	修	二	君	6番	大	曾	根	英	明	君
7番	塘	永	真	理	人	君	8番	松	村	和	子	君
9番	井	上	勝	司	君	10番	西	村	武	次	君	
11番	中	島	常	吉	君	12番	榊	原	京	子	君	
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利		仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君
収入役	池	畑	勝	一	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	吉	田	勝	己	君	事務局次長	柳	沢		弘	君
事務局次長	山	崎	邦	治	君	事務局次長 兼建設課長	中	河		渡	君
総務課長	金	子	久	夫	君	業務課長	浅	見	邦	男	君
管理課長	杉	田	泰	明	君	水処 センター 理一長	吉	田	文	夫	君

事務局職員出席者

書記	岡	安	文	雄	書記	高	山	淳
書記	宇	津	木	優	明			

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高沢良夫君） 現在の出席議員14人、全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成14年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成14年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、年末大変お忙しい中、早朝より全員の方のご出席を賜りここに開会できますことは、本組合の発展のためにまことに喜ばしい次第であります。

本日は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件外、重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。甚だ簡単ではありますが、ごあいさつといたします。



### ◎管理者のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 続いて、管理者よりごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成14年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては師走の極めてご多用の中、ご健勝にて全員の方のご出席を賜り、各種重要案件のご審議をいただきますことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえぬところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第3四半期を終えようとしておりますが、普及率向上を図るため、脚折第1幹線工事を引き続き実施しているほか、面整備工事等も順調に進捗しております。また、各種下水道事業につきましてもおおむね順調に進んでいるところでございまして、ひとえに議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力のたまものであり、心から御礼と感謝を申し上げます。今後とも下水道普及のため一層努力をする所存でありますので、変わらざるご指導をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件外3件でございますが、昨今の厳しい社会経済情勢の中、より効果的な行財政運営を図っているところでありますが、今年度の人事院勧告におきましては、給与勧告制度を創設以来初の月例給引き下げ改定等となる内容の条例改正を含めた議案も提出をさせていただいております。

す。何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご結論をいただきますことを心からお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。何とぞよろしくお願ひいたします。

---

◇

### ◎議事日程の報告

- 議長（高沢良夫君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。  
高山書記。
- 書記（高山 淳君） （議事日程朗読）

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（高沢良夫君） ただいまから本日の議事に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、  
5番 吉 岡 修 二 議員  
6番 大曾根 英 明 議員  
を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

- 議長（高沢良夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、平成14年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◇

### ◎諸報告

- 議長（高沢良夫君） 日程第3、諸報告をいたします。  
監査委員から、平成14年8月、9月及び10月分に係る現金出納検査結果の報告及び平成14年度定期監査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君） 日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第12号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして提案の理由を申し上げます。

既にご高承のとおり、人事院は本年8月8日、民間の賞与等特別給の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き下げて4.65月とする勧告を行いました。また、支給方法についても6月期と12月期の2回に再配分することといたしました。

本組合においては、現下の厳しい社会経済情勢等諸般の事情を勘案し、議会の議員並びに管理者等の期末手当の支給割合について、人事院勧告に準じ実施いたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君） 日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第13号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして提案の理由を申し上げます。

人事院は、民間事業所において本年4月分として支払われた給与月額等を調査した結果に基づき、去る8月8日に国会及び内閣に対して、給与勧告制度創設以来初の月例給の引き下げ勧告を行いました。また、期末勤勉手当についても支給月数を0.05月分引き下げ、4.65月とすることといたしました。

さらに、民間との比較により期末勤勉手当の支給方法を6月期と12月期の2回に再配分するとともに、扶養手当についても所要の改定が示されたところであります。これにより国家公務員の平均年間給与は金額で15万円、率にして2.03%の引き下げとなりました。これを受けて政府は9月27日に勧告どおり改定することを閣議決定し、11月15日に国会において給与関係法案が可決されました。

本組合におきましては、従前どおり人事院勧告を尊重するとともに、国、県を初め構成市等との均衡を考慮し、基本的には国に準じて改定を実施することといたしたく、本案を提出した次第であります。

改正内容について申し上げますと、給料表の引き下げ改定及び特例一時金の廃止、扶養手当については、配偶者に係る支給月額の引き下げ及び子等のうち3人目以降の支給月額の引き上げと期末勤勉手当の支給割合の引き下げを行うことといたしました。

なお、実施時期につきましては、給与水準引き下げの改定であるため、遡及することなく、公布日の属する翌月の初日から実施しますが、4月からの年間給与については、実質的な均衡が図られるよう、3月期の期末手当で所要の調整を行いたいと考えております。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。質疑を行います。議案第13号の中で幾つか質疑を行いたいと思います。

一つ目には、職員の給与、人勤始まって以来の引き下げということですが、全体でどのぐらいの額になるのかということで、額を提示いただきたい。

もう一つは、今ローンを支払ったり、あるいは学費とかも高くてなかなか生活も大変だということである声も聞いているわけですが、組合との交渉内容あるいは坂戸市にならってというふうにはありますけれども、一応話し合いがなされたというふうに思いますが、その点での答弁をお願いします。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 金子総務課長、答弁。

○総務課長（金子久夫君） お答えいたします。

まず、今回の給与の改定に伴いまして、総額といたしまして約745万円、改定率といたしまして2.11%になります。1人当たり約14万6,000円の減額でございます。

続いて、人事院勧告における労働組合との合意ということでございますが、これにつきましてはご存じのとおり、組合の給与に関しましては坂戸市に準じた給料表を使ってございます。坂戸市が中心となりまして、労働組合と今まで5回の交渉を行い、その場に下水道組合も立ち会いまして交渉したわけでございますが、その話し合いの結果といたしまして、労働組合と協定が12月3日に締結されております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君） 日程第6、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第14号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第14号 平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件について提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,523万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を42億518万7,000円にしようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず歳出といたしましては、議会費につきましては、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う期末手当の減額補正を行うものであります。

次に、総務費、事業費につきましては、管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例の一部改正、職員の給与に関する条例の一部改正及び人事異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

また、大谷川排水機場事業費として、平成14年11月1日付で坂戸市、鶴ヶ島市、川越市及び日高市の4市と締結した大谷川排水機場の建設に係る調査等に関する協定に基づき、委託料を措置するものであります。

これら歳出に見合う財源といたしましては、構成市等の負担金を補正し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、第2表 繰越明許費につきましては、排水機場建設に伴う調査等の委託を年度内に執行予定であります。調査等に期間を要することから、予算を翌年度へ繰り越して使用することといたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議案第14号につきまして質疑を行います。

2ページの繰越明許のただいまの説明ですと、調査に時間がかかるということで、予算を組んだのが非常に後年度に組んであるのでやむを得ないのかなというふうに思いますけれども、今回の明許繰り越しをする理由というのはほかにも何か理由があるのでしょうか。その点についてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答え申し上げます。

この点に関しましては、さきの9月定例議会で議決されました雨水全体計画の見直しに起因する事項が非常に多くて、この雨水全体計画の委託業務の中で基本的事項の検討がなされ、その中で今回提案している大谷川排水機場の計画決定及び事業認可の取得方法が決定されるということから、今年度内に事業が実施できないということでございます。したがって、先ほど申し上げました理由によりまして繰越明許とさせていただきますということでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質疑を行います。

排水機場の計画決定に基づいて、雨水の全体計画というものを考えながらこの排水機場をもちろん設置していくというふうになると思うのですけれども、この排水機場の規模とか、その雨水の量とかによってどのような規模になるのか、それが設計で見積もられると思うのですが、そういう中身についても若干ご説明をいただいておりますというふうに思います。

また、この工事はちょっと地理的に私も詳しくないのですけれども、いろんなこういう建物とか、物をつくるときには近隣への問題とか、工事においてのいろんな事件が起きるわけなのですけれども、そうした問題は一切ないということで、設計上はどんな内容で組まれるか、そういう面は。本体の工事といろいろな周辺調査とか、そういうのは含まなくていいのかどうか、そういうことです。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答え申し上げます。

それらの関係につきまして、先ほど申し上げました雨水全体計画の見直しの中でそこら辺を業務をやっ  
ていくということでございますので、今現在どこというようなお話はまだできない状態でございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再々質疑を行います。

ただいま答弁いただいたのですけれども、答弁の繰り返しになりまして、ちょっと計画決定の中身とい  
うのかな、それがはっきり見えてこないのです。当然もう既に予算は9月議会、明許繰り越しにはなるの  
ですけれども、全体計画の中で基本的にその全体雨水排水計画ができてからやるのだということになりま  
すと、やっぱり発注した時が時期尚早だったというふうに見なければならぬわけなのです、私たちから  
見ると。やはり計画がある程度できてから設計に入というのが普通だと思うのですけれども、どのよう  
な設計段階における指示をしているのかということです。今回はなぜ延長しなければならない理由があっ  
たのか、雨水の量とか全体計画とかというのはわかったのですけれども、具体的に何か問題があったから  
雨水の量も変更しなければならないというふうになるのではないかと思うのですが、その辺の点の設計の  
中身にまで踏み込んだ変更があるのかどうか。先ほどの質疑は、いわゆる今後工事をしていくわけですけ  
れども、それに伴う周辺の対策などはこれに組み込んで設計が組まれるのかということに質疑しているわ  
けなので、ご答弁をお願いします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

この関係につきましては、去る11年の8月の長雨といいますか、降雨によりまして相当いわゆる落合橋  
の下流の紺屋地内が越辺川の要するにバックウオーター、逆流によりまして相当の被害が出たわけでござ  
います。これらを国としては、国土交通省としては樋門を設置すると。樋門を設置する中でいわゆる排水  
機場もセットものですよというふうな内容でございます。したがって、これら排水の関係の面積とか、  
流量とか、ポンプの能力とか、そういうものをこれから都市計画決定の手続をして、次に調査に入るとい  
うふうな段階ですから、現時点では細かい詳細な内容はまだできていないわけでございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） ほかに質疑ありますか。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予  
算（第2号）について質疑をさせていただきます。

まず、今大谷川の排水機場の事業費についてもう一点質疑をさせていただきます。今さきの質疑で明ら  
かになったのは、結局これを国の事業として雨水対策を、大水のときの対策をします。その際には排水機  
場については下水道組合の責任であるということが前回明らかになって、今後この検査によって本来のど  
れだけの規模でどれだけの工事が行われるかということがわかって、それで初めて具体的な話が進展し始  
めるということを今伺ったわけでございますけれども、その際の、今回もその調査のためのこういう財源  
を構成市負担ということで賄っているのですけれども、そのおのおの負担割合というものはどういった  
ものなのかということと、その根拠といいますか、それについてお伺いをさせていただきます。内容に

については今さきに質疑ありましたので、結構です。その点だけ1点。

あと細かいことになるのですが、今回補正予算、基本的に戦後初めて公務員の給料が下がるということでありましたけれども、10ページの事業費のところの公共下水道維持管理費のところの給与は上がっている、総額で補正で上がっているということは、ここは、確認ですけれども、人事異動で人がふえたということでもよろしいのでしょうか。また、今回こういった人事異動があったということについて、内容についてもどういったことでこういったことが起きたのかということもお示しいただきたいと思います。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答え申し上げます。

この負担割合につきましては、集水区域面積によりまして負担率が決定されているところでございます。ちなみに面積を申し上げますと、坂戸市が818.04ヘクタール、鶴ヶ島市が952.99ヘクタール、川越市が361.55ヘクタール、日高市が51.04ヘクタール。その負担率といたしましては、坂戸市が41.5%、鶴ヶ島市が35.78%、川越市が20.38%、日高市が2.34%ということで、歳入の7ページにその金額が計上されているところでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 金子総務課長、答弁。

○総務課長（金子久夫君） お答えいたします。

公共下水道維持管理費の給与が減の割には高いという、増になっていますということでございますが、これにつきましては4月におけます人事異動の結果でありまして、維持管理の方、課長職と次長職が兼務でいたわけなのですけれども、それを管理課の充実ということで1名ずつ置きました。それと、昇格等によります増加分が今回の給与の減額分より上回ったため、増額という形になってございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。再質疑、1点だけ。

人事異動に関することは了解いたしました。大谷川排水機場の建設費について、その根拠としては集水面積によってパーセンテージを決めるということでありまして、今のお示しいただいた最初の集水面積とそれぞれの負担割合が必ずしも一致していない、鶴ヶ島の方が集水面積が多いのに負担割合が少ないというのは、これは何かやはり配慮があったのでしょうか。その点だけ。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答え申し上げます。

この負担割合につきましては、構成市によりまして決定されているものでございますけれども、そこに日高市が加わりまして、今回は4市になっているということでございますので、今までの負担割合とは若干違ってくるということでございます。

〔議員の声〕

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

この関係につきましては、管理者の提案理由の中にもございました平成14年11月1日付で坂戸市、鶴ヶ

島市、川越市及び日高市の4市と締結したということで、基本協定がございます。その4市の中で、組合も入っておりますけれども、幹事会という会がございます。その会で面積、負担割合を決定したということでございます。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 山中でございます。再々質疑。

再質疑のときに伺えばよかったですけれども、今後この後事業が決まって内容が決まってくると。そういう事業規模とか決まってくるわけでございますけれども、この負担割合で今後とも推移していくのかということについて再度確認で1点お伺いいたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） これも構成4市の大谷川のいわゆる連絡協議会という会がございます。その会で決まってくると思っておりますが、この提案理由にあるように、当面この調査費に関する協定がなされたということでございます。したがって、これからのことにつきましては、事業費の関係につきましてはまた別途その協議会で決定されるというふうな状況でございます。

○議長（高沢良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君） 日程第7、委託協定の締結について（議案第15号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第15号 委託協定の締結について提案の理由を申し上げます。

鶴ヶ島市大字上広谷地内における大谷川都市下水路の築造に際しまして、東武東上線を横断する箇所

ついて、技術的な観点等の整合を図るべく東武鉄道株式会社へ工事を委託するものであります。

委託協定の内容につきましては、委託延長は35.9メートルで、ボックスカルバートを布設する等の工事内容を目的としたものであります。なお、委託期間は平成14年度から16年度までの3カ年で、協定金額は5億7,900万円であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（高沢良夫君） これより質疑に入ります。

11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 11番、中島です。議案第15号に対しまして質疑をさせていただきます。

本件は35.9メートルのボックスカルバート工事でございますが、極めて金額の張る事業ということでございます。これをメートル当たりで換算しますと、メートル当たり約1,600万、前例の同様の工事について、圏央道関連で前に審議したことがあったと思うのですが、メートル当たり約56万だったと思いますが、これに関しまして、今回につきましては約30倍近い割高の内容でございます。提案理由の説明ですと、これについては夜間工事等で工事期間が少ないという、限られているというご説明でございました。しかしながら、そこにおいてこれについて幾つか質疑をさせていただきたいと思うのでございます。

一つには、本工事のこの中の5億7,900万の工事の内訳と申しますか、種類と申しますか、工事種目と、それからそれぞれの内訳金額。それから二つ目には、この事業について国庫補助対象工事というふうに分かれますけれども、これについて、この金額のうち国庫補助対象工事についてはどの程度の対象工事になっているのか、及びその金額。三つ目には、先ほど申しましたように、特別な工事でありますけれども、意外に工事費が割高になっていると、その特別の理由につきましてお尋ね申し上げる次第でございます。

以上、3点。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答え申し上げます。

まず最初に、割高等の理由につきましてお答えを申し上げたいと思います。大谷川都市下水路の鉄道を横断する区間を今回東武鉄道株式会社へ業務委託しようとするものでございます。工事をする実施条件といたしましては、電車の運行上支障を来さないことが絶対条件として挙げられております。したがって、ボックスカルバートを設置するための仮設設備に重点が置かれまして、線路に支障のないよう、軌道仮受け工、あるいは軌道工、それを支えるための仮設橋脚工、これに支障のないよう、仮設の山留工、またこれらに伴う土工、及び既存水路内に設置するために、仮排水工、また現在ある支障物の撤去工、並びに電気関係の移設工などが必要となってまいります。また、これらの仮設工の設置時間帯は、電車の運行に支障のないよう、深夜2時ぐらいから明け方の4時ぐらいが限界となっており、非常に短い時間での作業が要求されるところでございます。したがって、日進量が非常に短く、仮設工完了までに相当期間がかかるといった難点が挙げられます。その後にはボックスカルバート及び機能補償水路の設置をし、設置終了後に仮設設備の撤去作業が行われることとなります。それぞれの仮設工の工事金額も相当な額が予定されております。

また、工期につきましては、全体工期といたしまして21カ月間が必要と見込まれておりまして、仮設工

に相当な期間がかかるということになっております。

また、5億7,900万円、これらの工事の積算につきましては、昭和63年12月28日付で締結されました国の機関でございますけれども、河川工事に起因して生じる鉄道工事に関する運輸省、建設省協定に基づき算出されているところでございます。

次に、それぞれの工種の金額でございますけれども、軌道仮受け工事及び軌道工事、これに約1億7,200万円、土留工事、これに6,400万円、仮設栈橋工事に約9,200万円、既存物撤去工に約7,600万円というようにそれぞれ相当の金額がかかるというふうになっております。これは、あくまでも今現在では概算でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、国庫補助対象関係でございますけれども、5億7,900万円のうちに国庫補助対象金額は約4億8,900万円、財源内訳といたしましては、国庫補助対象事業費の40%が国費となりますので、1億9,560万円、その残りが起債、55%でございますので、1億6,120万円、一般財源が1億3,200万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 割高の理由につきまして、直接工事費ではなく、電車軌道等の保全のための仮設工事が非常に多くかかるということでございます。そこで、さらに再質問させていただきますが、東武鉄道とこのように委託契約をするわけでございますけれども、今のお話ですと、概算費用で協定を結ぶということであります。国庫補助対象になるわけですから、当然国鉄と建設省と結んだ協定に基づいた内容が基本になると思いますけれども、問題は、やはり1社に委託契約するという点についてちょっと疑問といえますか、そういう点があるわけでございます、率直に申し上げまして。そこで、具体的な工事の実施設計に今後入るとは思いますけれども、補助対象ですから、当然国の基準に基づく補助単価の積み上げがなされなければなりません。適正単価がなければなりません、具体的な実施について、工事の詳細の設計について、実施設計についてこちらでチェックできるのかできないのか、また工事費の見積もりについても、適正単価であるかないかチェックができるのかできないのかということが第2回目の質疑であります。

あと一点は、委託先について、その工事が適正に執行されるというふうに期待するものでありますが、その信頼のもとに委託するわけでありまして、実施の方向について、競争入札等についてはどのような相手方は考えているのか。ということは、特殊の仕事であるから随意契約ということになりますと、このような大きな工事につきまして独禁法であるとか、公取法とか、そういうような問題が起きるのではないかなど、こんなふうにも感ぜられます。適正な競争入札によって行うことが基本でありますから、これらについて委託先の実施について適正な執行がなされるのかどうか、その点について再質疑させていただきます。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答え申し上げます。

今回のように鉄道事業者に委託し施行する場合におきましては、先ほど申し上げました国の機関の協定に基づきまして工事費は積算されているところでございます。チェック体制につきましてでございますけれども、今回の工事につきましては国庫補助対象という事業でございますので、会計検査の対象工事とな

っておるところでございます。したがって、これらのチェック体制はできていると考えております。

当組合におけるチェック体制ということになるかと思えますけれども、この工法等内容の特殊なものにつきましてもチェックにつきましてもは困難であると考えておりますけれども、ボックスカルバートと大宮国道等との比較が可能なものについては行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、入札の関係でございますけれども、発注内容でございますけれども、委託先の東武鉄道株式会社におきましては、指名競争入札を行うということでございます。また、今回の協定、各年度実施協定も締結するわけでございますけれども、各年度ごとに指名競争入札をしていくということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（高沢良夫君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 1点目のチェックの問題につきましてもは監査対象になるということで、原則的にはとにかく組合としましても詳細設計についてチェックするということであります。厳重なチェックをして適正な設計ができるように要望いたします。

2番目に、競争入札ということであります。補助事業といたしましては、当然入札調書、あるいは契約関係について適正な執行、これが補助対象の求める基本的な原則でございますので、それに沿って適正な執行をしていただくように要望いたします。

以上。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議案第15号につきまして質疑を行います。

まず最初に、この説明の中身を見てみますと、大谷川の下水路と鉄道横断工事に伴うということで、その下に書かれております内容は、主な工事内容、協定範囲延長35.9メートル、ボックスカルバート5.2掛ける1.7、35.9、附帯工事一式、こう簡単に書かれてあるわけですね。これを単純に見ますと、やはり一番後ろに書いてある開渠の構造、これと前の、先ほど中島議員の方からありました議案第8号の国土交通省との協定委託の締結の中身の構造と何ら変わらないと思うのです、構造物自体は。ですから、金額としてはそれほどかからないというふうに思うのです。これは私の素人判断ですけれども、こちらの方が、先ほど中島議員が言われましたように、メーター56万と、こちらは1,600万というふうになりますけれども、その工事そのものは私は変わらないというふうにこの設計図を見て思います、工事本体は。本体が変わらないということは、附帯工事が一体どうなのか。これが今回の予算の一番の、協定の一番の根本にかかわる値段になるのではないかと思います。その内容が全く示されていないのです。ただいま答弁では、軌道とか、土留とか、1億数千万とか出ました。しかし、ここにきちっと書くのが普通ではないのですか、こういう工事を何億でやると。それを提案してきちっと文書で議会の方に提出してもらおうということが常識だと思うのですが、全くそれが無いわけです。だから、単純に見れば、もうこんなたくさんの予算は必要ないというふうにこの予算から見ると、説明から見ても、工事内容から見ても思うわけです。あとは時間がかかるだけというふうに見るわけですが、その辺の執行部として説明不足ということで、もう一度これを提出してもらいたいというふうに思うのですけれども、この点はいかがですか。

なお、はっきり申し上げまして、今回の運輸省、建設省の工事に基づいてやったと言いますけれども、

昭和63年当時は高度経済成長時代で、国の予算というのががばがばついていた時代です。この時代に東武鉄道結構、テレビを見てもあれなのですが、地方自治体にも厳しい、ほかにも交渉も結構厳しい交渉をして恐らく協定が成り立っていると思うのですが、これ結構高い協定書がつくられていると見なければならぬと思うのです。運輸省、建設省のその工事というものが私は割高だというふうに思うのです。それに対して、そのとおりに地方自治体も出さなければならぬのか。今この不況下の中でこんなむだにお金を使っていいのかということが一つ市民から問われる課題として出てくるというふうに私は思うのです。だから、そうした精査が一体なされたのかどうか。当局がそうした交渉、精査をしない限り、黙ってこれだけ出してしまうのか、協定で出してしまうのかということが一つ出てきます。この点が一つ。

また、法的根拠がないというふうに前言われていたのですが、根拠法というのがさっき言われた中身だけなのでしょう。ほかのところでも結構線路をくぐってやる工事というのはいろいろ出てきますよね。いわゆるエレベーター、エスカレーター、東武の改善の中身だって、東松山の負担はうんと少ないとか、ほかは多いとか、いろいろ出ているのです。そういう東武との協定では交渉なしに安易にその法的根拠がなければ結ぶときによく注意してやる必要があったと思うのですが、どういう交渉の結果これを決定したのかということでお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答え申し上げます。

まず、協定の記載内容でございますけれども、これにつきましては当組合が必要とするお願いするものを記載させていただいたものでございます。それらの工事に附帯する鉄道工事関係につきましては、先ほどご答弁を申し上げたとおりでございます。

また、これらの協議の内容につきましては、平成10年度よりそれぞれ協議をし、このようなボックスカルバートということを採用し、積算につきましては、先ほど申し上げましたけれども、国の協定によりまして積算されているということでございます。それで、協定の中身でございますけれども、年度協定によりまして、実際にかかった工事によりましての精算が行われる仕組みになっておるところでございます。近場では川越市の不老川の事業等、東武鉄道と協定を交わし、実施しているというところもございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。

いずれにいたしましても、公共機関の輸送ということで、万全な安全体制をとる必要はもちろんあるというふうに思います。しかし、東武きり結果的には協定ができる相手がいないということで、いわゆるこの額が最終的には精査されると言いながら、いつも協定内容というのはそれほど精査されてこなかったのです、今まで。そういう経緯がありますので、最初から交渉したようには見えないのです。やっぱりお互いに交渉していかないとこういう問題というのは解決しないと思うのですけれども、そういう中で東武だけが大幅に利益を上げていくというような今の不況下であってはならないというふうには思うのですが、そういう、何しろ交渉の経過をお伺いしたら協議してきたと言うのだけれども、中身はもうほとんど、中身の協議だけであって、金額の協議とか具体的には出てこないです。私の目には見えないです。だから、申しわけありませんけれども、先ほど申し上げました、議長、ぜひ資料全部添付して出しておいてもらい

たいのです。ではないと、後になって、何年かたってみて書類として我々の手元に残っていなければ、答弁は確かに出ますけれども、意外とそれが覆されたり、いろんな発注先の問題とかも出てはっきりしないのです。それもきちっとしておく必要があるというふうに思いますので、その辺の調査資料要求をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎一般質問

○議長（高沢良夫君） 日程第8、一般質問を行います。

通告者は3人であります。順次質問を許します。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、当議会におけます一般質問を行わせていただきます。2点について質問をさせていただきます。

都市下水路についてはさまざまな形でそのユスリカ対策、においの対策等求められているところがございますけれども、どうしても各構成市との環境課との関係、また下水道組合との関係等で、いわゆる縦割り行政の弊害と言えるようなことで、なかなか市民の意識は通りづらいということが私の議員生活の中で実感するところがございます。ここは確認の意味も込めまして、まずその下水道、また水辺の環境にだれが一体責任をとるべきなのかということについて、特に都市下水路の管理者であります坂戸、鶴ヶ島下水道組合に対しまして今、今回質問をさせていただくところがございます。

(1)として、下水道法には下水処理の水質検査の義務は明記されておりますが、都市下水路の水質検査は規定されていないと理解しております。大谷川、飯盛川の水質調査は実行されていますか。(2)、都市下水路の水質に責任を持つのはだれですか。(3)、下水道事業は使った水をきれいにして自然に戻すと

いう役割を持ち、環境保全と深いかかわりがありますが、処理水と河川の水質の関係を調査研究する必要はありませんか。

続いて、2番目の質問に移らせていただきます。コンビニでの下水道料金の支払いについて。最近コンビニで各種保険等の支払いができるようになって市民の利便性が上がっております。その中で各水道料金、下水道料金等の支払いも行う自治体が出てまいりました。そこで、当組合について、その点についてお伺いをいたします。(1)、当組合における下水道利用者の総数は何件で、そのうち料金の支払いは口座振替、下水道組合の窓口、金融機関の窓口とそれぞれ何件ですか、割合もお示しください。(2)、コンビニでの納付について、組合としてのお考えを伺います。

以上で私の1度目の質問を終了いたします。

○議長（高沢良夫君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（高沢良夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、都市下水路の水質調査でございますが、飯盛川、大谷川の水質調査は両市で行っており、坂戸市では飯盛川の3地点、大谷川では2地点について年6回実施をしております。鶴ヶ島市では、飯盛川幹線の4地点、飯盛川支線の2地点を年2回、大谷川幹線の2地点、大谷川支線の2地点について年2回実施して、両市とも公表しております。組合では、飯盛川において、北坂戸及び石井水処理センターからの放流水2カ所と排出先の上流、下流及び最下流の5地点を年4回計測しております。これは、処理場の排出箇所の上流と下流の水質を調査するよう県より指導があり、提出しているものでございます。また、大谷川の3地点について年2回調査を行っております。

次に、都市下水路の水質の責任についてでございますが、国は環境保全に関する基本的、総合的な施策を作成し、実施する責務を有しております。地方公共団体である県や市町村は、国の施策に準じた施策や地域の自然的、社会的条件に応じた施策の策定や実施が必要であります。このように、国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境保全の基本理念にのっとり責務を負わなければなりません。市の環境に対する基本方針でも、公共用水域の水質浄化を推進するために、公共下水道の整備を促進するとともに、未整備区域における生活雑排水対策である小型合併浄化槽等の普及促進を行うこととなっております。組合といたしましては、この方針に基づき、公共用水域について水質の浄化が進むように、公共下水道の整備、普及を推進するとともに、都市下水路の目的である市街地の雨水排除により、浸水被害を防ぐため、構造物及び流下能力の確保も図れるよう、現場巡視を行い、補修工事や草刈等の管理をしているところでございます。

次に、ご質問の3点目でございますが、石井水処理センターでは処理水を場内のトイレなどの洗浄水や

雑用水に使用しているとともに、水の浄化のPRとして、ホテルの飼育に処理水を使用しておりますが、水処理センターの水のリサイクルを考えた場合、利点ばかりでなく、処理水の利用できる分野が限られたり、河川に戻る水の量が減ることや、新たな送水用配管を必要とするなど、予算や今後の技術開発を含めまたなければならぬ面もあり、さらに研究が必要であると考えております。下水処理の方法は年々進歩しておりますが、基本的には微生物の働きに頼っており、自然の水環境の一部だと考えるべきで、使った水をきれいにして自然に戻すという河川へ放流することが、現在河川の水量が減っていることを見ても必要であると考えております。

なお、処理水と河川との関係でございますが、河川等の公共用水域は環境基本法により環境基準、これにつきましては、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められております。この基準により水域あるいは類型が指定され、その達成期間が設定されております。飯盛川は越辺川流域となり、類型Bでございますが、達成期間は口で、5年以内で可及的速やかに達成が指定されています。なお、環境基準の達成状況の調査は、国及び県が行うこととなっております。

次に、下水道料金の支払い状況でございますが、下水道利用者数の総数は、平成13年度調定件数で19万9,985件で、そのうち料金の支払いは、口座振替分として14万9,530件、74.8%、組合窓口分として1万4,620件、7.3%、金融機関窓口として3万5,835件、17.9%でございます。

次に、コンビニエンスストアでの納付についてでございますが、コンビニエンスストアの納付につきましては、住民のニーズに合わせて24時間取り扱いができ、利用者の利便性が図られると思っておりますが、取り扱い手数料の増加や、口座振替が減るのではないかと懸念される等の問題があると思われまます。そのようなことでございますので、今後費用対効果、いわゆる投資効果も含め十分調査し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質問をさせていただきます。

まず、水質の件でありますけれども、今のご答弁ですと、都市下水路に関してはやはり流水というか、水の流れだけを担当するというような内容もございました。あと環境基準等に基づいて国、県等でも、特に構成市でも水質検査を行っているということでもありますけれども、まず1点、そもそも都市下水路の大谷川、飯盛川の汚濁の経緯というのは今いい方に進んでいるのか、悪い方に進んでいるのか、端的にその1点と。

あともう一点は、とにかくそういった水辺の環境の責任はおのおのがというか、使用者責任と言いますが、生活排水を流す市民にも、当然処理水を流出する下水道組合にも、もちろん工場とかにもあると私は思います。すべてを下水道組合に、また構成市にだけ押しつけるというものではなくて、ただ感覚としてはどうしてもそういったものになりがちであるかなというふうに思います。それぞれの責任はそれぞれがしっかりとまず持つという、これは当たり前のことですが、なかなか今まで市民と行政との関係でしっかりと伝わっていない部分ではないかなというのを痛感いたします。それについて1点、そういったことの、こういった水質検査をしていると、そういったおのおの家庭から出る水と工場から出る水、しっかりと責任を持つのはまずそれを排出している人たちだということをしっかりとPRするべきではないか

と。その点に関して、これは次の議会で質問しようかと思っておりますけれども、そういったことに対して、例えばホームページとか、そういうプロパガンダを持たないというのはちょっと問題ではないかなと。その点も踏まえて、水質、だれが責任を持つのかということについてのPRをしっかりとやるべきではないかということと。あと具体的には、窓口が唯一の今、そういった下水道組合の電話等の窓口が唯一本当の窓口でしかない、そのところの今対応としてはどんなことをされているのかと。そういったものを踏まえた上で、実際に都市下水道は雨水の排水が重立ったというか、市の仕事でありますけれども、その水質、環境を改善すると、きれいにするということについても、当組合としてもやはり乗り出すべきではないかということについて再質問をさせていただきます。

あともう一点、コンビニエンスでの下水道料金の支払いについて。これは、秋田市の方で、大きな市ですけれども、この12月から施行されたということを伺いました。仕組みとしましては、専門の業者がいて、コンビニエンスとそういった行政との橋渡しになって、コンビニエンスでそういうふうに支払った人のお金を下水道であったら下水道まで持ってくる橋渡しをする業者がいて、それを入札によって決めたということで、その後、契約関係が多少複雑で時間がかかったというお話を伺いましたけれども、1件につき大体四、五十円の手数料がかかると。これは秋田市でしたから、規模が大きい小さいで多少差があるのですかということでお伺いしましたところ、多少はあるかもしれないけれども、これは交渉次第だということ、そういった業者は多くを手がけているので、そんな極端な差は出ないのではないかというふうに担当の方から伺いました。そういったことを考えれば、1件40円ぐらいということで、全体の大体17%、18%近い方が金融機関等で振り込んでいるという率から考えますと、決して高い投資ではないのではないかと考えております。今調査研究をされるというふうにお伺いしましたけれども、市民にとって選択肢は幾つあってもいいのかなと思いますので、その点についてご答弁をいただけましたらと思います。よろしくお願いたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

1点目の汚濁の関係でございますが、坂戸市のホームページでは「坂戸市の水質はどうなっているの？」というタイトルで水質汚濁の状況がございます。それによりますと、まず飯盛川は、「周辺の公共下水道が整備されていない地域からの生活排水の流入が多い都市河川です。」と、「各測定地点のBOD値は、すべての地点で値が下がる傾向が見られます。」というふうなコメントをしております。次に、大谷川におきましては、「上流に富士見工業団地があり、工場排水が流入しています。BOD値は、前年度に比較すると、中小坂地内で少し値が下がり、紺屋地内では少し値が上がりました。」というふうなコメントがございます。鶴ヶ島市のホームページでは、コメントはございませんが、この中身を見ますと、かなり値が少なくなっておりまして、浄化が進んでいるように見られます。

次に、2点目の質問でございますが、組合といたしましては、今後も市や県の監視測定体制を維持していくとともに、発生源における汚濁の防止に努め、市民の健康保護及び生活環境の保全を図っていく方針によりまして、下水道整備基本計画に基づき施設整備を進めて、水洗化の促進を図り、公共水域の浄化が進むように努力していきたいというふうな考えております。

3点目のコンビニの窓口の関係でございますが、ご高承どおり、コンビニエンスストアでの公共料金に

つきましては、電気とかガス、NTT、いわゆる公共料金を取り扱われておるわけでございます。利用者の利便性についてはわかるのですが、先ほどもご答弁を申し上げましたように、今後十分検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（山中基充君） 水質への取り組みについて、水質改善というか。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田勝己君） 水質改善の取り組みの関係でございますが、当組合としてはいずれにしても水洗化の促進を図り、雨水排除がスムーズに管理できるよう、においや苦情や汚濁水が流出したときなど、速やかに市や県に連絡をとりまして解決できるよう対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（山中基充君） PRの関係といたしますか、そういったことについては考えていないのでしょうか。

それぞれの役割分担、当たり前のことなのですけれども、行政としてここまで、市民としてここまでというようなことを、市民にもしっかり責任がある……

○事務局長（吉田勝己君） 啓蒙といたしますか、PR関係につきましては、下水道の日とか、あるいは構成市に広報等で今後PRをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） それでは、次に8番、松村和子議員の質問を許します。

○8番（松村和子君） 議長の許可をいただきましたので、8番、松村和子、一般質問を行います。

不況、倒産が相次ぎまして、失業率も過去最高を更新しております。小泉内閣の支持率も50%台に下降しました。けさの新聞報道によりますと、いろんな改悪が相次いできましたが、遂に私たちの老後の年金改悪、特に0.9から1%当面引き下げるといふ、そういう状況の中で、本当に生活が深刻化していると言ってもいいでしょう。こうした市民生活を反映して、市の収入未済額は、鶴ヶ島は9億ですけれども、多額となっています。市財政の根幹の市民税の落ち込み、地方交付税の国からの削減に加えて、来年度からは固定資産税の引き下げの動きもあります。これも我々も要求してきましたけれども、地価の下落によって地方自治体の根幹を占めます地方固定資産税の引き下げがあるということは、非常な税収不足を生むと思います。国のこのような状況の中から、地方自治体の収支見通しに当たります財政計画を見ましても、1.5%減、86兆円の財源不足と見込まれています。そのため、財源不足額は過去最大の13兆4,500億円に達し、赤字を埋めるための地方債の発行は、今でも相当な地方債発行していますけれども、今回は5兆8,700億円と見られていると報道されています。こうした状況は今後の下水道計画、普及並びに使用状況というあらゆる面に大きな影響が出るものと思われまます。こうしたことから、次の4問を質問するわけです。

一つ目には、公共下水道計画の見直しについて。既にこれは9月議会でも一般質問を行っております。来年度に向けて122ヘクタールの今年度見直しを行います。そうしたことから、下水道事業認可協議というのが行われていると思いますので、まだ協議中というご答弁でしたので、その協議の状況を今議会で結構ですので、ご答弁をいただきたいと思ひます。

二つ目には、非常にこの不況下での受益者負担金というのが今圧迫されていると。小さな家ですといひのですが、敷地面積の大きいところだと、面積に応じて負担をしなければならないということで、条例

の見直しをしてほしいという要求が出ております。これに対する答弁をお願いしたいと思います。

三つ目は、これは関連した中身になっておりますが、ちょっと違う点もあります。その点を考慮してご答弁をお願いしたいと思います。二つ目は、市民が安心して利用できる下水道にということで、(1)として、下水道使用料に消費税の転嫁をもうこの不況下でしないでいただきたい。また、消費税転嫁状況と、下水道の未納状況についてお尋ねしておきたいと思います。

二つ目には、下水道地内の下水道未接続状況です。これが河川を汚す、浄化をしなければならないのに未接続のものが多くと汚すと言われておりますので、この点についてお尋ねしておきたいと思います。

(3)として、水洗便所改造資金貸付額、今40万円でございますけれども、これを引き上げてもらいたい。また、期間の延長、3年、前1年というのを3年に、たしか十数年前に延長しましたけれども、これの延長をお願いしたいということです。

三つ目の大きな問題です。都市下水路浄化対策についてお尋ねいたします。(1)は、もう毎回あらゆる角度から、ほかの議員の方も質問しております。ユスリカ対策です。そして、ユスリカ対策には薬剤散布はやめてもらいたいという声が多いので、中止を来年度はしてもらいたい。薬剤でのユスリカ対策は中止をしてもらいたい、そういう質問です。そして、EM菌の普及での浄化対策、あるいはほかのいろんな対策、自然の対策をぜひ当局としても考えていただきたいし、研究していただきたいと思いますので、その点での各地を見ての対策をご答弁いただきたいと思います。

(2)として、大谷川の上流の方はまだいいのですけれども、大谷川、飯盛川の上流はいいのですけれども、下流に行くに従ってごみやヘドロが非常にたまるということで苦情が来ております。このごみとかヘドロ、あるいは大きなものになりますと、中古の自転車までが投げ入れられているというひどいものもあるそうですので、そうした撤去作業などはどのように、除去作業をどのように行うかということでお尋ねしておきたいと思います。

四つ目の大きな質問です。入札と施工状況についてお尋ねいたします。(1)としては、大谷川都市下水路工事などの委託協定を国土交通省と行いましたが、その後についてお尋ねいたします。国土交通省が入札をしているというふう聞いておりますけれども、どのような状況であったのか。また、国の補助金は50%起債ということになっておりましたが、この利息、今利息非常に下がっております。この利息などについてお尋ねしておきたいと思います。

(2)につきまして、日本下水道事業団と明電舎の談合事件のその後について、前回は却下されたということで、東京高等裁判所に控訴して、11月13日に第1回公判予定というふう聞いておりますので、その結果をお尋ねしておきたいと思います。

(3)番目には、下水道宅内引き込み工事による道路面の舗装復旧に対する指導ということです。これは、非常にきれいにせつかく道路復旧を下水道組合でやっていただいた。その後また家が最近建ちまして、その道路の復旧が非常に粗雑な状況が各地で見られるということもありまして苦情が来ておりますので、この面についてのご答弁をいただきたいと思います。

以上で1回目の一般質問です。よろしくお願いたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 松村議員さんの一般質問に順次お答え申し上げます。

初めに、事業認可協議の状況についてでございますが、現在県において荒川流域別下水道整備総合計画の図書を作成しているところでありまして、図書配付後事業認可の申請をしていただきたいとのことでありましたが、組合のかかる実情について再三再四県と打ち合わせを行い、その結果、事前に事業認可図書の審査をお願いしてきたところでございます。県から内容等問題がない旨の回答がありましたので、先般事業認可申請をしたところでございます。したがって、平成15年度事業に支障のないよう進めてまいりたいと考えております。

次に、受益者負担金の見直しでございますが、ご高承のとおり、受益者負担金は都市計画法第75条及び坂戸都市計画下水道事業受益者負担金条例並びに同条例施行規則により負担していただいているものでございます。組合における受益者負担金制度は、下水道が整備された区域と未整備区域との公平性を保つため昭和52年度より採用しており、負担金額につきましては、坂戸都市計画下水道事業受益者負担金条例第6条で定められているところでございます。参考までに申し上げますと、現在まで第3負担区まで設定され、それぞれの単位負担金額は、第1負担区、平方メートル当たり131円、昭和52年2月8日告示、第2負担区、平方メートル当たり444円、平成元年7月1日告示、第3負担区、平方メートル当たり650円、平成8年10月1日告示となっております。なお、今回事業認可を申請中でございますが、承認された後、新たな負担区が設定されますので、都市計画法第75条1項及び受益者負担金条例に基づき負担をしていただくことになります。なお、単位負担金額につきましては、事業認可の拡大面積の確定後に決定されることから、現在検討をしているところでございます。

次に、消費税の関係でございますが、平成14年度予算でご議決をいただいておりますとおり、公共下水道使用料金へ消費税及び地方消費税を転嫁しているところでございます。ご高承のとおり、消費税法に基づき、既に平成8年12月議会において関係条例のご議決をいただき、平成9年6月から下水道使用料金に消費税4%、地方消費税1%を転嫁し、実施しているところでございます。

なお、県内の消費税課税状況につきましては、平成14年3月31日現在で県内67市町を調査したところ、5%の転嫁が65市、未転嫁が2市町でございます。したがって、実施してまいりたいと存じます。

次に、下水道未接続状況についてでございますが、平成13年度末の水洗化率は、工事の完成により処理区域の拡大によりまして一時的に下がり、85.6%でありましたが、平成14年11月末現在、排水設備申請も748件に達し、月平均94件を数え、水洗化率も86.4%となりました。公共下水道への接続については、職員の戸別訪問等により普及活動を実施しているところでありますが、特に借家の場合にはその大家さんや管理会社と連絡をとり、早期の接続をお願いしているところでございます。また、指定工事店へも積極的にPR活動を行うよう指導しているところでございます。

次に、水洗便所改造資金貸付額の引き上げと期間の延長というご質問でございますが、水洗便所改造資金貸し付けについては、条例規則により、金額は1件40万円以内、償還は36カ月以内と定めております。平成14年度の申請は現在18件でございますが、1件当たりの平均貸付額は26万7,000円になります。貸付限度額の40万円を利用する方は2名でございますが、その内訳を見ますと、1件はコンクリート工事を含めたものであり、もう一件は便器等をすべて取りかえたため、金額がふえたものであります。よって、一般的な家屋においては40万円以内で公共下水道への接続工事が実施できると考えております。償還期間につきましても、限度額40万円の場合、毎月の償還額は約1万1,000円であり、平均貸付額の26万7,000円の

場合でも、毎月の償還額は約7,000円強となり、月々の返済は可能であると考えております。

次に、ユスリカ対策は薬剤を中止してEM菌の普及で浄化対策をとのご質問でございますが、ユスリカが発生できない環境づくりが大切であり、両市におきましても生活排水対策により合併浄化槽の普及の促進を図るとともに、生活者自身が調理くずを流さないことや、洗剤を適正に使用するなどの啓発を進め、水質保全の必要性を呼びかけております。組合といたしましても、公共下水道の整備を進めるとともに、処理区域内においては公共下水道への接続がえを推進しているところでございます。

しかしながら、都市下水路に面した地域では被害の程度の違いもあると思っておりますが、既に影響を受けており、両市とも水質の浄化対策を進めるとともに、ユスリカの発生を少なくする方法として、即効性や効率性を考慮し、駆除には発生源対策である幼虫対策が最も効果的で、幼虫の駆除方法として薬剤の散布が一般的であるとの見解であることから、他の水路等でも実施していると聞いておるわけでございます。両市との打ち合わせにおきましても、自然の方法による対策を検討してきましたが、即効性や効果などを考えますと難しい状況であり、今後もさらに新しい情報を得て調査研究をしていくとともに、都市下水路に流入する部分の水路や側溝などのユスリカ対策もお願いしているところでございます。

EM菌の使用につきましては、閉鎖性水域等の水質浄化などの観点から行われていると聞いておりますが、都市下水路など不定水量の流れの中ではEM菌の使用水量、使用効果、効果の持続性の問題等、確かなデータがない状況であり、打ち合わせも含め両市、組合とも水質浄化において生活排水対策の合併浄化槽の普及や下水道の整備を促進するとともに、並行して被害を少なくする薬剤散布も必要と考えております。

次に、都市下水路のごみやヘドロの除去でございますが、飯盛川、大谷川両都市下水路の管理につきましては、都市下水路の構造物の維持及び流下能力の確保も図れるよう、現場巡視や管理委託で草刈りやごみを拾うなどの清掃等を実施しています。また、定期的にパトロールを行い、構造上の不良箇所があった場合につきましては、補修工事等を実施して対応しているところであり、しゅんせつにつきましては、都市下水路は市街地の雨水排水が目的であり、雨水排除に支障が予測される場所について確認し、対応するよう管理をしていく考えでございます。

次に、大谷川都市下水路工事等の委託協定のその後についてでございますが、ご質問の国土交通省における入札についてでございますが、指名競争入札を圏央道の工事とあわせた設計で、平成15年2月に実施予定と伺っております。なお、入札の時期が当初よりおくれた理由は、協定締結後のオオタカの営巣地調査によるものであると聞いておるところでございます。

次に、ご質問の当該事業における補助の関係でございますが、平成14年7月26日付で国土交通省関東地方整備局より国庫補助金の内示を受けました。補助金決定通知を受けております。財源内訳につきましては、補助率が40%、残り60%が、起債が55%で、45%が一般財源となっております。なお、起債の利率につきましては、政府資金で2.2%でございます。現行2.2%でございます。

次に、日本下水道事業団との関係のその後の公判の状況でございますが、去る3月27日に28回目の公判がさいたま地方裁判所が行われ、職員に傍聴させましたところ、判決が行われまして、結果は訴えに対して却下するとのことでありました。その後、東京高等裁判所に控訴いたしまして、その公判が先月11月13日に行われたところでございます。内容について職員に傍聴させたところ、双方の書類の確認でありまして、

進展はありませんでした。なお、今後につきましても、組合として注視していきたいと考えております。

次に、下水道宅地内引き込み工事による道路面の舗装復旧に対する指導についてでございますが、下水道の宅地内引き込み工事による取出管につきましては、公共下水道処理区域告示後の土地所有者の都合により、土地利用により、申請者が必要に応じてその都度取出工事を行っております。工事の実施につきましては、道路管理者の指導により仮復旧及び本復旧を実施しておりますが、配管等の埋め戻しは充分転圧を行いながら施工し、仮復旧期間は自然転圧も考慮し、路面のへこみに影響しないよう、若干の盛り土により対応しているところでございます。その後、本復旧時に周りの影響範囲を含め、舗装面が統一になるよう施工するものでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再質問を行います。

まず、初めの公共下水道の事業認可の問題ですけれども、事前に申請して15年度事業には支障ない内容で行っていくのだという答弁をいただきました。そうしますと、122ヘクタールをすべて見直しの認可区域として予定どおりに認可がされると見てよろしいわけですね。その点を確認しておきたいと思っております。

あと、不況下での受益者負担の見直しなのですけれども、今後いわゆる面積が確定後に決定するというところでございますが、今この支払いが大変で、もちろんこういういわゆる負担の免除とか、減免とかいろいろありますけれども、それは特定の場合の減免であって、非常に面積が広いところを通過する場合もございまして。この点については大変納入が深刻なのだということがありますので、ぜひ今度の改定の決定については、今まではずっと上げてきていますけれども、もう少し安い価格での見直しを、受益者負担の見直しをお願いしたいというふうに思いますので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

これは、下水道使用料の消費税転嫁についても、転嫁しないでやっていければ非常にいいのではないかと思いますけれども、なかなかこの点ははずっと平行線ですので、私の質問だけにとどめておきたいと思っております。

なお、下水道敷地内の下水道未接続状況というのが、私も聞くところによりますと、新築をしてしまっただけで、もう一回それを壊して下水道につなぐということは困難なのだというご家庭もあるようでございますけれども、特に水質の管理では何としてもやはり下水道に接続していただくということが念願のことだと思います。こういった接続状況を早めたり、あるいはなかなか引けないという方も含めまして、水洗便所貸付資金の引き上げについては、まあまあ今のご答弁聞きますと、40万以上2件ぐらいですけれども、期間の延長というのは、月々1万1,000円から7,000円程度なので大したことはないと言われましたけれども、先ほど来申し上げているとおり、本当に高齢者になってきたり、失業したりしますと、1万1,000円、7,000円というこの額というのが低い、安いということではないのです。非常に高額に感じてなかなか踏ん切れないというご家庭もあるわけです。ですから、せめて返済の期間の延長、額はともかくとして、期間の延長1度行いましたけれども、もう一回延長を、条例改正して貸付期間の延長を行えないかどうか、これはやはり水洗化の促進にもつながると思いますので、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、ユスリカ対策についてのEM菌の問題なのですけれども、これはやはりもともとが大事だと言われておりまして、各家庭に配布したらどうだろうかというご意見もございまして、前にも申し上げましたよ

うに、農家の方が上流では一生懸命浄化のために自分の自費でEM菌を買って対策を立てているというような方もおられます。そういう自然の浄化でないと、いわゆる薬剤だとどうしても薬に強くなる、どんどん強くなるわけです。薬を使えば使うほどその菌がまた強くなると。いわゆる虫も強くなるということで、だんだん効かなくなってくるという自然界の摂理もございますので、時間はかかりましても総合的な対策を、河川浄化とユスリカ対策、浄化の方法を善処していくということが大事かと思われますので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

〔議長、今の再質問聞いていると、最初の質問の蒸し返しなのです。こういうのは議会の形骸化を起こすから、こういうのは改めていただきたいと。一回答弁しているのをまた質問する、同じような質問することはないです。やはりまずいですから注意してください〕の声〕

○8番（松村和子君） また、大谷川の都市下水路の工事などの委託協定のことにつきまして、起債がございます。補助金もございます。その中で2.5%というのは、今の金利からいたしましても、余り安くはないというふうに思うのですが、この点は政府起債は要求できない、どこからの起債で2.5ということなのかどうかと、こういう点についてもシビアにやっていく必要があると思います。

また、国土交通省の入札については、ぜひお金の点につきましては、当組合から支出しておりますので、競争入札を実施するということですが、大手が来て施工してしまうのではなくて、ぜひ地元の参入ができるような、そういう要請をしていただきたいというふうに思いますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

最後の下水道の宅内引き込みにつきましては、いろいろ転圧して、ちょっと高目にしておかないとだめなのだというようなお説も、確かにそのとおりだと思いますけれども、ぜひ申請に当たって業者の方に、これは個々の宅内引き込みですから、一々検査はやっていないのですよね、恐らく。検査やっているかどうかということと、宅内引き込みに当たっての最後の舗装の復旧についてもよくその点の指導をしていただくと、申請のときにするということについてご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

最初の事業認可の協議の関係でございますが、ご質問のとおり、122ヘクタール予定どおり認可されるという見込みでございます。

次に、受益者負担金の見直しの関係でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、受益者負担金の算出方法は……

〔議員の声〕

○議長（高沢良夫君） 続行します。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

受益者負担金の制度の関係でございますが、より一層の整備促進を図ろうというのが受益者負担金制度でありまして、現行制度を見直す考えはないわけでございます。

次に、水洗便所改造資金貸付額の関係でございますが、水洗便所改造資金貸付金につきましては、現在

140名の方々にご利用いただいておりますが、その中に貸付額の一部を前納される方が13名おられます。改造資金は一時的なものでございまして、償還期間中に余裕ができたため前納していただいたものと思われれます。また、条例第11条4項にも、管理者は、災害やその他やむを得ない理由によって貸付金の償還が困難と認めたときは、36カ月以内の償還期間を延長することができるかと規定されておりますが、その該当者は現在ありませんので、現行の条例規則において実施してまいりたいと考えております。

次に、EM菌の関係につきましては、使用水量とか、使用効果とか、持続性の問題等、データがない状況でございますので、今後さらに研究していきたいと考えております。

先ほどの起債の利率の関係につきましては、答弁では2.2%の政府資金という答弁をしたわけでございます。

次に、国土交通省の入札の関係でございますが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして今後発注、執行するものと思われるわけでございます。

次に、取出の工事の実施につきましては、道路管理者の指示のもと、警察の道路使用許可をいただき、最後の舗装の本復旧までを一連の工事として実施しております。また、下水道本管布設工事と同様に宅地内での実施となりますので、申請者及び施工業者に対しましても現場の安全管理や地域住民とのトラブル等のないように指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） お諮りいたします。

ただいま一般質問の途中であります。12時を過ぎますということで、続行していただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） それでは、一般質問を続行いたします。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再々質問を行います。

いずれにいたしましても、何らかの下水道普及に対しては改善点をやりながら普及をしていくというのが当然のことだと思いますので、ぜひ前進でとらえていただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

また、一つ答弁お願いしたいのは、国土交通省の入札の問題です。この面につきましては、確かに国がやる、要するに委託協定でやるわけですけれども、起債は当組合が行い、そして補助金も組合がもらう、そういう工事にもかかわらず、今各地に大手企業がこうした開発とか大きな事業に参入してきていて、本当に地元の中小企業が参入できるかという、なかなかその系列にはまってしまうてできないという現状が生まれている。それではやはり逆になってしまうと思うのです。だから、組合がこうしたお金を出して工事をする以上、そういうことまでもぜひ要請してきちっと履行してもらえよう、そういう中身でぜひやっていただきたいと思っておりますので、答弁をお願いします。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

発注者は、国が仕事を発注するわけでございます。したがって、先ほども申し上げましたように、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律というのは国がつくっておるわけです。これにとりまして国で適正に執行されるものと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 続いて、12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 12番、榊原京子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、下水道管の布設について。公共下水道は、健康で快適な暮らしを願う市民のシンボルとして進められてきましたが、高額に布設費用は下水道の整備を一気に進められる状況にはありません。そこで、速やかな下水道の整備を願う市民の立場から、他の公共事業と一緒に行うことで費用の削減と進捗の度合いを早めることができるとの考えから、下水道の普及促進についてお考えをお聞きします。また、下水道の工事中に水道管が出てくることはあるでしょうか。そのときはどのように対処しているのか、お伺いいたします。

次に、空心菜ですが、空心菜の効果について。去る10月3日、坂戸市のまちづくり市民会議のタウンウォッチングに参加し、中富樋管に設置された空心菜による水質浄化実験を見ました。参加した市民会議のメンバー15人は、皆よいことだと感心しておりましたが、その効果はどうしてわかるのと聞かれました。さてと考えました結果、空心菜のいかだの前後で水質検査をしたらよいのではないかと考えました。そのためには、いかだをもう一つつくり、川幅いっぱい並べ、流れる水の多くが空心菜の根に触れるようにして、いかだの前後で水質の比較をすればよいと思いました。ささないことですが、ぜひよい結果が得られるよう検討してくださることをお願いいたしますと市長への手紙で市民の気持ちを伝えたところです。坂戸市からの回答は、環境政策の担当ではあるが、設置しているのが下水道組合なのでということでした。空心菜の実験の取り組みの経過と効果、今後についてお伺いいたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

下水道工事中に、例えば偶然水道管が出てきた場合というふうなご質問でございますが、汚水管布設工事の際は、事前調査により水道管の埋設状況も調査しておりますので、ご質問にありますようなケースはほとんどないと思います。しかしながら、石綿管の近接箇所には汚水管を布設する場合がございます。その際は水道企業団と協議し、管種の変更を実施しておりますところでございます。

次に、空心菜の効果についてでございますが、空心菜については今年度より石井水処理センターにおいて職員手づくりによる水質浄化対策と下水道PRの一環として、場内のホタル川にある池において実験的に栽培を始めたものでございます。この中国野菜の空心菜は、植物の光合成の原理を利用し浄化を図るもので、千葉県印旛沼のNPO団体が県の許可を得て取り組んでいるものであり、水中に根が細かい毛細根に繁茂し、水中の窒素やリンを吸収し、根元に植物プランクトンや青粉を吸着する働きがあり、水槽実験によりヘドロも消化されているとのことでございます。また、本年7月に坂戸市の環境、都市整備両部局との協議において、中富樋管周辺の水質浄化対策の一つとしてこの空心菜を浅羽雨水第1幹線の下流、中富樋管の上流部に設置することとし、去る9月には、これもまた職員手づくりによる実験いかだを設置したところでございます。これは、流速、流量の変化のある水路でいかだの安全性等の実験のための設置で

ございまして、直ちに水質等の変化を期待したわけではなく、いかだも幅約1.3メートル、長さ3メートルを1基の設置といたしました。その結果としては、設置後における台風等数回の増水がありましたが、いかだそのものは流されることはありませんでした。しかし、上流からのごみ等により空心菜の半分が枯れてしまい、また流されはしないものの、激流は想像以上のものでございました。そういうことで、今後継続実施する場合には十分な対策等の検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○12番（榊原京子君） 答弁漏れがあります。下水道の普及促進についてがなかったように思います。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

先ほどの松村議員等の答弁で重複すると思えますけれども、13年度末の水洗化率につきましては、先ほどもご答弁を申し上げたとおりでございます。いずれにしても、普及促進に向けて職員が戸別訪問等をしており、今後も積極的に促進が上がるように努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 今のご答弁は何か普及促進という当組合の考え方が出されていないような気がしてちょっと満足ではありませんが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団における石綿セメント管の布設状況は約80キロ、国の補助金を受けながら、石綿セメント管の布設がえ工事は年1キロ前後と聞いております。管の劣化により市民が被曝する危険性が心配され、早急な更新が必要な状況ですが、下水道管の布設時に水道管と重なるところについては、石綿セメント管の更新事業を同時に行って工事費の削減と石綿セメント管の更新をすることは、お互いの利益になると考えます。今の答弁はそういう思いはもちろん全くなく、わざと別のところを掘っているというご答弁のようだったですので、非常に市民の思いとしてはもったいないなという思いがいたします。同じ地域の公共工事は一本化することが事業主体である組合にとっても、市民にとっても望ましいと思います。事業主体である組合として不都合があるのでしょうか。そのことについてお伺いをいたします。

空心菜については、効果は直ちに期待はしていないということでした。私もそれはそうですが、基本的に何かをやるということ、これは高額なお金をかけてしていただいたことではないので、そこまでは求めてはいませんが、でもせっかく職員の方が手間暇をかけてつくってくださったいかだが市民の理解を得られるように、そして市民の意識が啓発できるような方向ではぜひこれからも続けていただきたいと思うし、水質浄化に努力されることを要望いたします。

1点質問をいたします。お願いいたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 道路等を掘削する場合に、いろんな部門がございまして、そういう部門で占用調整会議というふうな会議をしておりまして、いろいろ支障のないような方法で今後も施行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 占用調整会議で公共事業、いわゆる道路を掘り起こすために支障のないようにとい

うふうなご答弁でした。私は、坂戸市の方にもこのことを聞いているのですけれども、支障のないように、例えば三つ工事があつたら、あなたは4月、私は6月、そして最終的には10月にやるというふうに、市民に不都合なように、道路が何回も掘り返されるように調整しているのが今の現状です。もうニュースでご存じだと思いますけれども、国土交通省が来年4月から東京23区内で掘り返し規制に乗り出すという報道があります。同じ場所を工事しているとか、年度末になると必ず掘り返すと言っていた道路工事への批判に対処するため、国道やその周辺地域でガスや水道、舗装などを集中して工事したら、その5年間は同じ地域で緊急の工事以外はできないようにする、東京23区内では年間約7,500件の路上工事が行われている、10年前に比べ半減しているが、渋滞の原因となったり、市民の不評にこたえて工事後5年間は同一箇所を掘り返さないことを決めたとありました。この規制により、2007年度までに年約1,500件の工事を削減でき、コスト削減にもつながる、またこの工事を進めることで電信柱約1万本をなくすという報道の内容です。市民サービスの視点からも画期的な方針だと思います。埼玉県が進めるユニバーサルデザインのまちづくりを速やかに促進するためにもぜひ坂戸市、鶴ヶ島市、水道企業団と下水道組合が力を合わせて取り組んでくださるよう要望いたします。

終わりです。

○議長（高沢良夫君） 以上をもちまして一般質問を終結いたします。

---

◇

### ◎議長のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。本日、この定例会、議員の報酬等に関する重要な案件に各議員さんの慎重なるご審議をいただき、また執行部のより適切なご答弁のもとにここにすべての議案が可決されました。まことにありがとうございました。

年の瀬も迫り、何かとお忙しいことと存じますが、大変朝夕ともに寒さも厳しくなっております。議員各位におかれましては、十分ご自愛をいただき、すばらしい新年をお迎えなされるよう心から願いを申し上げます。さらに、両市並びに当組合の発展のためにさらなるご尽力を賜りますよう心から願いを申し上げます。閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

---

◇

### ◎管理者のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 続きまして、管理者からごあいさつをお願いします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、師走の大変お忙しいところでありましてけれども、12月第4回の坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会

をお願いいたしましたところ、長時間にわたりましてご提案申し上げましたそれぞれの案件につきまして慎重ご審議を賜り、いずれも原案可決というありがたいご決定を賜りました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。なお、審議のご過程におき、あるいはまたご質問の中におきましてそれぞれ議員各位から貴重なるご示唆、ご提言を賜りました。私どもは議会の意を十分体しまして、今後事務事業の推進に当たり、下水道事業のさらなる進展に向けて鋭意努力を重ねてまいる所存でございますので、変わらざるご指導を賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ10日余りで新年を迎えるところでありますが、向寒のみぎりそれぞれご自愛を賜りまして、来るべき年がよき年でありますように、また市民福祉の充実のためにますますのご活躍を賜りますことを心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。



**◎閉会の宣告**

(午後 零時17分)

○議長(高沢良夫君) これをもって平成14年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年 月 日

議 長 高 沢 良 夫

署 名 議 員 吉 岡 修 二

署 名 議 員 大 曾 根 英 明